

## 「鳥獣保護区における狩猟による捕獲等の特例制度の創設」について

### 提案の概要

鳥獣保護区内における農林業被害の防止等を図るため特に必要があると思われる時は、鳥獣保護区内において二ホンジカ・イノシシ等の狩猟による捕獲等を可能とする区域を指定できる、新たな鳥獣保護区制度を導入する。

### 環境省としての考え方

- 鳥獣保護区は、狩猟を禁止することにより鳥獣の保護を図ることを目的とした区域制度であり、そもそも、鳥獣保護区で狩猟を認めても問題がない場合は、都道府県知事の権限で県指定の鳥獣保護区の見直し（解除を含む）を行うことが可能である。
- 鳥獣保護区で狩猟を認めた場合、狩猟者の行動を把握・制御することが不可能であることから、鳥獣保護区内で営巣する鳥類の営巣放棄につながったり、保護すべき鳥獣の錯誤捕獲が発生する等、鳥獣保護区が本来果たすべき鳥獣の保護に支障を及ぼすことが懸念されるところにも、鳥獣保護区の制度の趣旨を損なうことから適当ではない。また、狩猟者の自由意思に基づく捕獲を認めても、実態上、捕獲したい場所、捕獲しやすい場所での捕獲が行われ、鳥獣保護区内での捕獲が進む等の施策効果は得られないと考える。
- 提案については、都道府県が下記①～③のいずれかの現行制度を活用した取組の実施により、効果的に対応可能。
  - ① 鳥獣保護区内で適確に個体数管理を図る場合、行政が計画的かつ積極的に捕獲を行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」や「許可捕獲」を実施する
  - ② 鳥獣保護区内で様々な条件に配慮しながら捕獲を進める場合、捕獲を希望している方々に、区域・方法・期間を法的に限定する捕獲許可を与える
  - ③ 特定の狩猟鳥獣のみを狩猟の対象とする場合、鳥獣保護区を解除したうえで、法第12条第2項に基づき「狩猟鳥獣（二ホンジカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域」を設定する、又は、休猟区にしたのち法第14条第1項に基づく「特例休猟区」を設定する
    - ※「法」は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」を指す
    - ※①②においては、許可の条件や事業計画等により捕獲従事者の行動を把握・制御することが可能であり、鳥獣保護区が本来果たすべき鳥獣の保護に支障を及ぼさないよう配慮することが可能
- これらの制度の運用や区域の活用に当たっては、適宜技術的な助言をするとともに、鳥獣保護区で被害が発生した場合の対応について情報の共有・提供を進めてまいりたい。

## 鳥獣保護区の見直し、施策効果、対応案①に関する補足

○ 鳥獣保護区は、狩猟を禁止することにより鳥獣の保護を図ることを目的とした区域制度であり、そもそも鳥獣保護区で狩猟を認めても問題がない場合は、都道府県知事の権限で県指定の鳥獣保護区の見直し（解除を含む）を行うことが可能である。

- 提案県における鳥獣保護区について、「ニホンジカ又はイノシシの保護」を指定理由に含む鳥獣保護区が確認された。
- そもそもニホンジカ・イノシシを保護対象としている鳥獣保護区については、そのあり方を見直すことも必要と考える。

○ 狩猟者の自由意思に基づく捕獲を認めても、実態上、求める施策効果は得られないと考える。

- 提案県は、現在、有害鳥獣捕獲に従事する2,300人の他に、それに加えて新たに2,400人が鳥獣保護区内の捕獲に関わる、と試算しているが、2,400人の方は高齢や仕事の関係で有害鳥獣捕獲に従事しない方と述べており、それらの方々が狩猟ではやって来るという理解が理解できない。
- そもそもそういった方々がいるのであれば、その方々に有害鳥獣捕獲に従事してもらえばよいのではないか。
- 狩猟者は自分の捕りたい場所、捕りやすい場所で、好きな時に捕るため、鳥獣保護区内での狩猟の捕獲の推進等、求めるような被害対策や個体数管理といった施策効果は得られない。

① 鳥獣保護区内で適確に個体数管理を図る場合、行政が計画的かつ積極的に捕獲を行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」や「許可捕獲」を実施する

- 従来、狩猟の規制緩和により被害対策や個体数管理を図ろうとしてきたが、狩猟者の減少・高齢化もあって、狩猟の促進では達成できなかつたことから、平成26年の法改正により指定管理鳥獣捕獲等事業を創設し、鳥獣の捕獲等を事業として法に位置づけた。
- 当該事業においては、一定の条件下で夜間銃猟を可能とすることや、捕獲に係る許可を不要とすること等の規制緩和のほか、都道府県への交付金（補助率1/2以上。さらに、捕獲に関しては都道府県負担分について8/10の特別交付税も措置することにより、都道府県負担は実質1/10。）も措置されており、都道府県が当該事業を積極的に実施することが求められている。
- 提案県においては、平成27年度に当該事業により鳥獣保護区内を含めた区域でニホンジカの捕獲に取り組んだが、事業の初年度ということもあり、60頭の捕獲にとどまった。
- 法改正による新たな制度導入も踏まえ、県が必要に応じて鳥獣保護区も含めて当該事業や許可捕獲をより一層強化することに対応していただきたいと考えている。
- 今年度は交付金にまだ余裕があることから、是非、交付金も活用していただきたい。

## 対応案②③に関する補足

② 鳥獣保護区内で様々な条件に配慮しながら捕獲を進める場合、捕獲を希望している方々に、区域・方法・期間を法的に限定する捕獲許可を与える

- 許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業では、鳥獣保護区内外・狩猟期間内外にかかわらず、通年、必要な捕獲を、必要なる人数に認めることが可能。さらに、区域・期間・方法を捕獲許可の内容で限定することができ、かつ、遵守事項などを「許可の条件」として義務付けることも可能。
- ご提案の制度の運用に比して、捕獲許可の方が柔軟であり、事務的な負担もより少なくなるものと考えられる。
- なお、提案県では、捕獲許可の運用が厳しいことにより、捕獲従事者が限定されている可能性がある。例えば、法令上は、許可捕獲の従事について制限はないが、提案県の定める許可基準において、許可対象者の条件として、当該年度又は前年度の「狩猟者登録」又は「有害鳥獣の捕獲の実績」を課しているなど、国が基本指針において示す許可基準の考え方と比べて許可対象者をより限定的にする条件が見られる。
- 捕獲許可の運用が厳しいことにより捕獲従事者の数が限定されているのであれば、まずこれらの運用の実態を精査し、見直したうえで、許可捕獲の従事者数の拡充を図ることも必要。

③ 特定の狩猟鳥獣のみを狩猟の対象とする場合、鳥獣保護区を解除したうえで、法第12条第2項に基づく「狩猟鳥獣（二ホンジカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域」を設定する、又は、休猟区にしたのち法第14条第1項に基づく「特例休猟区」を設定する

- 鳥獣保護区における農林業被害に対応するため、複数の県（栃木県、群馬県、長野県、静岡県）で、一時的に鳥獣保護区を解除して、法12条第2項に基づき、都道府県知事の権限で狩猟鳥獣（二ホンジカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域を指定し、農林業被害の軽減と鳥獣の保護の両立を図っている。
- 当該区域については、区域・期間・方法を細かく設定できる。
- 提案のように、鳥獣保護区で二ホンジカ・イノシシのみ狩猟可能とすることは、結果的に当該区域に係る規制と同一であり、当該区域を活用することで設定が可能となる。
- そのほか、鳥獣保護区を解除して、休猟区（存続期間は3年以下）に指定した後、法第14条第1項の第二種特定鳥獣の特例を用いて、二ホンジカ・イノシシのみを狩猟で捕獲することができる「特例休猟区」を指定することも可能。

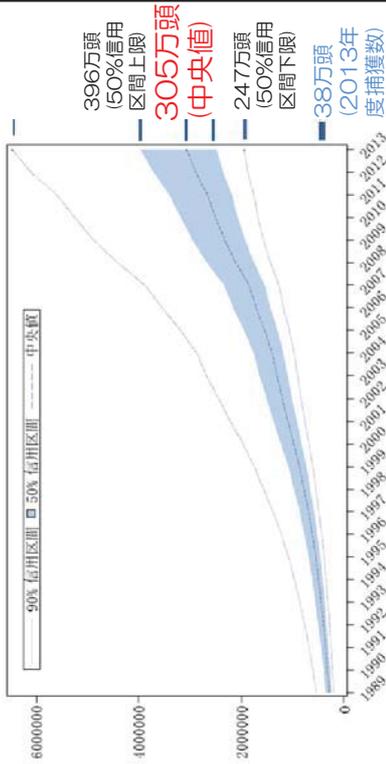


# (参考2) 平成26年法改正による指定管理鳥獣捕獲等事業の創設

## 背景

- ニホンジカ及びイノシシによる自然生態系への影響及び農林業被害等が拡大・深刻化
- ニホンジカの推定個体数が、現状の捕獲率のままだと、2023年には2013年の約1.5倍に増加
- 環境省と農林水産省は、2013年12月にシカ・イノシシの個体数を10年後までに半減させる「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を発表

ニホンジカの推定個体数（北海道を除く）



## 捕獲数の大幅拡大が必須

狩猟に頼るのではなく、行政が主体的に捕獲事業を実施する必要

## 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設

- H26鳥獣法の改正により創設（H27年5月施行）
- 集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして、環境大臣が定めた鳥獣（指定管理鳥獣）について、都道府県又は国が捕獲等をする事業
- この事業では、捕獲等の許可を不要とする、一定の条件下で夜間銃猟を可能とする等の規制緩和も措置
- 指定管理鳥獣は、ニホンジカ及びイノシシを指定

## 交付金による支援

平成27年度は33の道府県に交付  
(H27年度は18億円を措置)

## 【事業概要】

- 対象鳥獣：指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）
- 対象者：指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県
- 交付対象事業：① 実施計画策定等事業  
② 指定管理鳥獣捕獲等事業  
③ 効果的捕獲促進事業

## ○ 交付割合：1/2以上（1/2、2/3及び一部定額）

- ①は事業費5,000千円を上限とする定額補助（ただし、定額を超えた分は事業費の1/2以内）
- ②は事業費の1/2以内（ただし、指定管理鳥獣に原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限がある県は、解除されるまでの間、事業費の2/3以内）
- ③は事業費10,000千円を上限とする定額補助

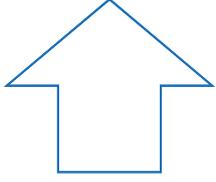
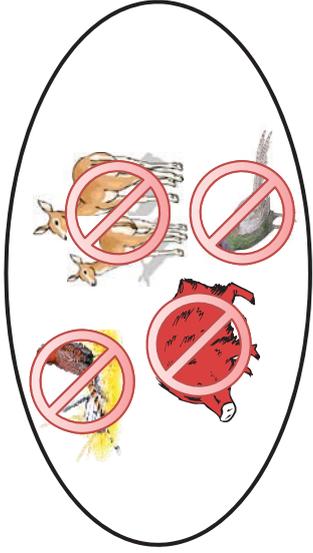
①、③の定額補助はH30までの時限措置  
(※さらに捕獲に関しては都道府県負担分について8/10の特別交付税も措置)

## 【事業スキーム】

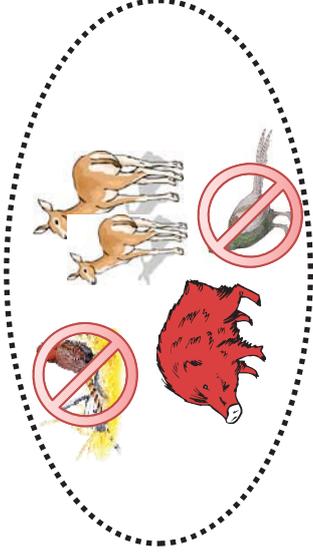


# (参考3) ニホンジカ・イノシシのみ狩猟可能とする区域設定

鳥獣保護区

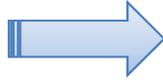


提案県が設定したい区域



## ＜狩猟鳥獣（ニホンジカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域と特例休猟区の活用により可能＞

**鳥獣保護区**：鳥獣の保護のため重要と認める区域を指定。狩猟が禁止されるほか、特別保護地区内では一定の開発行為を規制。（平成27年度：都道府県指定は計3,714箇所、3,066万ha）



**休猟区**：主にキジやヤマドリなどの狩猟資源を回復させるために一定の期間狩猟を禁止する区域。（平成27年度：21県、計246箇所、40万ha）  
※ただし、休猟区の存続期間は3年

### 狩猟鳥獣（ニホンジカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域

狩猟鳥獣の保護のため、種・期間・区域・猟法を定めて狩猟を禁止できる区域制度を応用して、ニホンジカ・イノシシのみ狩猟できるようにした区域。（4県、計23箇所、24,730ha）

### 特例休猟区

農林業被害を防止するため、休猟区のうち都道府県知事が指定した区域において第二種特定鳥獣（ニホンジカ、イノシシ等）のみ狩猟ができる区域。（11県、計131箇所、18.2万ha）（平成18年法改正により創設）